

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石川町長 首藤 剛太郎

市町村名 (市町村コード)	石川町 (07501)
地域名 (地域内農業集落名)	石川地区 (和久集落、王子平集落、新屋敷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区全体をカバーする集落営農法人が、規模縮小等意向者の農地を引き受けることとしているが、農業者の平均年齢は、65歳となっており、法人構成員も高齢となっていることから若い法人構成員等の確保・育成が課題である。また、地区の作物は、水稻が中心であることから、法人の経営安定化を図るため水稻以外の作物導入が必要である。

【地域の基礎データ】 農業者:87人 主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の主要作物である水稻については、段階的に集落営農法人へ集積・集約化を進めるとともに、水稻の特別栽培米や酒造好適米の栽培面積拡大に取り組む。また、現在、所得の安定確保を図るための作物として、玉ねぎやアスパラガスの試験栽培に取り組んでいることから、その結果を踏まえ導入について検討をする。また、地域の農地を引き受けする集落営農法人の体制強化を図り、今後も継続して、地区の農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	161 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず、今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域全体の受皿となる集落営農法人への団地面積の拡大及び農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、集落営農法人への経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用による基盤整備を実施することとしており、令和7年度から事業開始を予定している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業普及所や市町村、JAと連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ積極的に参加するなどして、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに栽培技術の支援や農地のあっせんなど相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病害虫防除作業については、JAに委託することとし、また、田の畦畔の草刈りについては、状況に応じてJA法人やシルバー人材センターへの委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。併せて、捕獲人材の確保・育成を進める。②水稻の特別栽培米の栽培面積の拡大に取り組む。③農業経営の状況を踏まえ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。⑦耕作が困難な農地については、多面的機能支払交付金受皿組織としての活動により保全・管理等を行う。⑧集落営農法人の経営状況を踏まえ、経営規模拡大対応のため、新たな農業用施設の導入を検討する。⑨飼料作物(WCS)を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、特別栽培米農家に供給する。